

相続ニュース

Vol.0075

2015年7月6日(月)

担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

自宅の評価は軽減される？

はじめに

自宅は評価額が軽減されるから相続税がかからないので安心。だから、相続税の申告も必要ない。と思っている方は危険です。

この制度は、小規模宅地等の特例と言い、みなさまもすでにご存知でしょう。お得になる点のみ記憶に残るでしょうが、このお得な制度にも注意点があります。

小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例とは、個人が、相続又は遺贈により取得した財産のうち、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、一定の選択をしたものについては限度面積までの部分については、相続税の評価額を減額できる制度です。

具体的な例でみると、居住の用に供されていた宅地での現制度では、330㎡まで80%減額、つまり本来の評価額の20%まで評価が下がります。

相続人にとっては、ありがたい制度です。

注意点

評価が下がるという点だけが、一人で走り出して、申告書の提出については無関心。この制度は、申告書の提出があつて初めて適用されます。よつて、申告書を提出しないと自宅の評価は100%のままの評価となり、相続税が必要かもしれません。申告期限が過ぎて、税務署から指摘されても後の祭りです。

おわりに

相続税の制度の中でも、多くのお得な制度があります。しかし、これらは複雑なため適用についてはASKまでご相談ください。

